

みさと縁結びサポーター募集要項

1 目的

地域における少子化対策の強化を図るため、結婚から妊娠、出産、子育てまでのライフステージにおいて切れ目ない支援を実施することに関して、ボランティアでお手伝いいただける「みさと縁結びサポーター」を募集します。

2 活動内容

【結婚】

- (1) 出会い及び結婚相談に関すること
- (2) 出会いに関するイベント情報の周知
- (3) 町が実施する結婚支援事業への協力
- (4) その他、町長が認める婚活支援

【妊娠・出産及び子育て】

- (1) 妊娠・出産及び子育て相談に関すること
- (2) その他、町長が認める妊娠・出産、子育て支援

3 募集対象

次の要件を全て満たす結婚紹介を生業としていない町内在住の20歳以上の男女。

- (1) 事業に賛同し、活動をボランティアで行える方。
- (2) 活動に関する基本的な知識を学ぶ研修会（講習会）に参加できる方。
- (3) 「情報交換会」に参加できる方。
- (4) 宗教活動または政治活動を主たる目的としていない方。
- (5) 活動にあたっては、個人情報の保護に関する法律及び会津美里町個人情報保護条例に規定する内容を遵守できる方。
- (6) 現在、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者のいずれにも該当しておらず、かつ、縁結びサポーターに登録されている間も該当することはない方。

4 登録申込方法（平成29年4月3日（月）～随時受付）

別紙「みさと縁結びサポーター申込書（様式第1号）」と「みさと縁結びサポーター誓約書（様式第2号）」に本人確認書類（運転免許証、保険証等）の写しを添えて、みさと縁結び応援センターへ提出してください。

申込受付後、必要な審査を行い、登録を決定したときは、登録証の交付を行います。

5 登録抹消規定

次の行為があった場合は、登録の抹消をします。

- (1) 誓約書に掲げる各事項に反した場合または虚偽の申告等が判明した場合。
- (2) 疾病その他の事由により活動を継続することができないとき。
- (3) 本人から活動をやめる旨の申し出があったとき。
- (4) その他、みさと縁結びサポーターとしてふさわしくない行為があったと認めるとき。

6 留意事項

- (1) みさと縁結びサポーターの登録期間は登録した日の属する年度の末日までとしますが、サポーターから申出がない限り、翌年度も更新されるものとし、その後も同様とします。
- (2) 町からの報酬や交通費等の支給はありません。活動はボランティアとなります。また、独身者に対し報酬を求めることは絶対にしないでください。
- (3) 「情報交換会」以外に政策財政課から活動状況等について照会することがありますので、ご了承ください。
- (4) 活動にあたっては、個人情報の管理等に十分留意願います。
- (5) 相談者及びその関係者等とのトラブルが生じてても、町は一切の責任を負いません。

7 お申込・お問合せ先

みさと縁結び応援センター（会津美里町子育て支援センター内）

TEL 0242-93-7470